

事業構造等の見直しについて

1. 経緯

当団は平成 25 年度から公益財団法人に移行し、同時に特定保険業の認可をいただいた。公益法人になると、内閣府から公益目的事業 1 に認定された共済保険には、収支相償の原則が適用されるため、剰余金が出る場合には公益目的事業化して早期に解消しなければならない。他方で、特定保険業を所管とする厚生労働省と国土交通省からは、財務健全化の観点から毎年黒字を出すように要請されている。この相矛盾する条件をクリアするために抜本的な下記の剰余金の解消策、財政構造、事業構造の見直しを平成 28 年度から実施した。

2. 公益目的事業 1 建設共済保険事業の財政構造と事業構造の見直し

(1) 建設共済保険事業 保険料相当額の縮減と同縮減額の活用

- ① 現行保険料の 85%を保険料相当分として建設共済保険事業に充当する。
- ② 同 10%を公益目的事業 2 として「育英奨学事業」、「一般助成事業」に充当する。
- ③ 同 5%を下記の「労働安全衛生推進事業」に充当する。

(2) 「労働安全衛生推進事業」を創設

現場の安全衛生環境整備のための物品の購入等に対する助成等の実施。

このため、実施要領を以下の通り制定した。

① 安全衛生用品の頒布実施要領

⇒建設共済保険契約者の建設工事現場等における労働災害の防止と職場の衛生環境の整備に資することを目的に、安全衛生用品の頒布を行うための実施要領を定めた。

② 建設業における女性の就労環境向上のための助成事業実施要領

⇒女性の建設業への入職と定着を図ることを目的に、現場で女性が働きやすい環境を整備する場合、女性専用トイレの導入費用に対して助成を行うための実施要領を定めた。

③ 労働安全衛生推進者表彰実施要領

⇒建設共済保険契約者の企業に所属する者で、労働安全衛生の推進に積極的に取り組む等、他の模範と認められる者に対して契約者と連名で表彰し、ホームページに被表彰者の所属企業名と氏名を掲載するための実施要領を定めた。

④ 建設業に係る教育訓練施設等の新設又は改修等の事業に対する助成規程及び同実施要領

⇒建設業関係団体の実施する「地域に開かれた教育訓練施設」として申請者が所有する施設を新設又は改修する事業や、申請者が廃校を建設業の技能技術者の育成等を行う施設として改修又は整備する事業に対して助成を行うための規程及び実施要領を定めた。

⑤ 労働安全衛生に関する講習会実施要領

⇒建設労働者の安全と健康の増進に寄与することを目的に、当団が講習会を共催して建設業関係団体と実施するための実施要領を定めた。

3. 「建設共済保険事業」の剰余金を「特定費用準備資金」として追加設定し、平成 28 年度以降、計画に従い取り崩す。

4. 建設共済保険事業を活性化するため次の内容を実施する。

(1) 広報活動を拡大する。

建設共済保険とタイアップした広報活動費は、平成 27 年度から 1 協会当たり 300 万円を上限に支給しているが、平成 28 年度から全建にも 500 万円、さらに人口が 60 万人以上で完工高が一定規模以上の首都圏、愛知、大阪の 6 協会に対しても 500 万円を上限として支給し、契約者数が 5%高まる毎に 50 万円を翌年度の広報活動費に増額し、その上限を 20%アップ 200 万円までとさせていただく。

(2) 事務委託費の改定を行う。

このため、建設共済保険手数料等規程を以下の通り改正した。

①掛金総額の 6.8%（掛金総額に 0.85 を乗じ得た額の 8%）相当額

②年間完成工事高契約で契約更新された企業 1 社につき 2,000 円

③年間完成工事高契約に新規加入した協会員 1 社につき 30,000 円

(3) 一般助成金の追加上限額等を設定する。

このため、一般助成金規程を以下の通り改正した。

①助成の対象事業に「建設業の担い手確保・育成に寄与する事業」を追加

現下の業界の主要テーマとして、将来に向けた「建設業の担い手確保・育成」が喫緊の課題となっていることから、助成の対象事業の一項目として明記することとした。

②一般助成金の追加上限枠の設定

現在は一般助成金の上限を保険料収納額の区分と会員加入率の区分のいずれか有利な区分の一般助成金額を適用しているが、以下の条件を満たす場合には現行上限額の追加上限枠を設けて、一般助成事業の更なる拡充を図ることとした。

ア) 協会の会員加入率が 80%超の場合

… 当該協会に対して 350 万円

イ) 平成 26 年 12 月末を基準として、協会の会員加入率が 10%増加した場合

… 当該協会に対して 10%増加した毎に 300 万円

ウ) 協会傘下の支部で会員加入率が 90%を超える支部がある場合

… 当該協会を經由して当該支部に対して 50 万円